岩手県告示第153号

平成22年1月8日付け官報第5228号登載保安林の指定施業要件を変更する件(平成22年農林水産省告示第101号)の内容について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成22年2月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨
 - (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 一関市厳美町字大森232、字横森125の178、萩荘字長倉193の1、193の3、206の3、字南沢285
 - (2) 所在が不分明である通知の相手方 石川養二郎、小岩弥五郎、佐々木亨、佐藤清一、佐藤五三郎、佐藤貞秀、佐藤丞三郎、佐藤宗五郎、佐藤弥、鈴木彦六、槻山菊五郎、立石清吉、沼倉新五郎
- 2 通知の内容を掲示した場所 一関市役所